

○長泉町低入札価格調査制度実施要領

平成14年6月10日告示第36号

改正

平成24年4月11日告示第32号の2

平成25年3月28日告示第24号の2

平成31年1月25日告示第11号

令和2年2月19日告示第16号

令和4年3月17日告示第67号

令和8年3月18日告示第44号

長泉町低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長泉町における工事、製造その他の請負契約（以下「工事等」という。）を競争入札に付す場合において、契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき実施する長泉町低入札価格調査制度（以下「調査制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 調査制度は、予定価格が2百万円以上の工事等及び総合評価落札方式の適用を受ける工事等を対象とする。ただし、予定価格が2百万円未満の工事等であっても、町長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(運用基準)

第3条 令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の運用基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で入札執行者が定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(調査基準価格の設定等)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226

号)の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して得た額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

3 特別な工事等における調査基準価格については、第1項の規定にかかわらず、別に定める割合を乗じて算定した額とする。

4 第1項の規定により定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は調査制度が適用される工事等の入札を行う場合には、入札公告、指名通知書等によりその旨を周知するものとする。

(契約締結における条件)

第6条 調査基準価格を下回った入札を行った者が落札した場合は、次に掲げる事項を契約締結の条件とする。ただし、予定価格が2百万円以上5千万円未満の工事等については、この限りでない。

- (1) 契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に該当する場合は、監理技術者。以下同じ。）とは別に、同条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者を補佐し工事の品質確保に努めること。
- (3) 現場代理人、主任技術者、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。

(開札処理)

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は入札者

に対して保留及び調査の実施を宣言し、調査を実施したのち落札者を決定するものとする。

(調査の実施)

第8条 入札執行者は、当該契約の内容に適合した履行がされるか否かについて具体的に判断するために、次に掲げる事項について事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (5) 手持資材、仮設材等の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 下請契約予定者
- (10) 配置予定技術者
- (11) 過去5年間に施行した公共工事名及び当該工事の成績
- (12) 会社経営内容
- (13) その他入札執行者が必要と認める事項

(契約しない場合の判断基準)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

- (1) 入札執行者が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書の金額が一致していない場合
- (4) 設計図書に計上した数量で積算していない場合
- (5) 安全管理体制を十分確保するための安全費等が適正に計上されていない場合
- (6) 材料や製品の品質又は規格が、設計仕様に適合しない場合
- (7) 作業効率等が施工不可能なものである場合

- (8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (9) 入札価格が調査基準価格入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額（1万円未満切捨て）を下回った場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合
(審査)

第10条 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、長泉町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領（昭和58年長泉町告示第12号）第3条に規定する指名委員会が前条の調査結果について審査を行うものとする。

- 2 指名委員会委員長は前項の審査結果及び意見を速やかに町長に報告するものとする。
(落札者の決定方法等)

第11条 町長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

- 2 町長は、前条第2項の審査結果及び意見に基づき、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。この場合において、最低価格入札者に対して落札者とならない旨の通知を、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合には、同様の手続によるものとする。

(契約後の措置)

第12条 工事担当課は、前条の規定により落札となった工事等については、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングの実施
- (2) 施工体制の確認及び配置技術員等の選任を確認するための随時点検
(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月11日告示第32号の2）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第24号の2）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月25日告示第11号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年2月19日告示第16号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の長泉町低入札価格調査制度実施要領の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事及び製造その他についての請負契約の入札から適用する。

附 則（令和8年3月18日告示第44号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。